

台北市における街路式夜市の魅力性を支える 仕組みに関する研究

緑地環境計画工学研究室

林 裕智

■ 研究の背景

- ・ 近年、日本の地方都市における中心市街地の衰退問題
- ・ 都市再生の必要性が叫ばれている中で、都市空間の賑わいを呼び戻すことが重要な課題
- ・ 台湾では都市的な賑わいを生み出している「夜市」は都市の重要な魅力となっており、その魅力性を支える仕組みの解明は都市再生を考える上で重要な意義

■ 研究の目的

- ・ 台北市における夜市に関する行政施策等の変遷と街路式夜市に関する管理の仕組み、最も賑わっている街路式夜市の空間特性、利用実態を把握することによって魅力性を支える仕組みを探ることを目的とした

■ 研究フロー



■ 法律と環境改善の施策の変遷の調査方法(STEP2)

調査で用いた文献リスト

法律:

- ・「台北市攤販管理規則」(1977)
- ・「台北市攤販臨時集中場自理組織設置注意事項」(1985)
- ・「台北市攤販臨時集中場設置管理要点」(1985)
- ・「台北市攤販場地利用費及管理費徵收要点」(1986)
- ・「台北市攤販管理規則觀光地區重要街路一覽表」(1988)
- ・「台北市市政府建設局對申請變更攤販營業許可証審查作業要点」(1996)
- ・「台北市各種攤販攤架及設備規格要点」(1989)
- ・「台北市政府輔導有證及列管有案攤販入店輔助要点」(1996)
- ・「台北市政府處理攤販問題工作指導小組業務實施要点」(1996)

環境改善:

- ・「從台北市夜市區間與定位探討夜市運營及管理政策之研究」

■ 街路式夜市の管理の仕組みの調査方法(STEP2)

ヒアリング調査

調査期間:

2005年8月6日～19日にかけて実施

調査対象:

典型的な4タイプの街路式夜市を管理する

- ・行政面: 台北市役所の職員2名
- ・自治組織: 自治組織の会長4名

調査内容:

- ・土地利用
- ・配置
- ・設備
- ・使用ルール(営業の規定と費用)

台北市における夜市に関する法律と環境改善の施策の変遷

年	時代区分	法律の変遷	法律名	環境改善の変遷
1977 1984	非合法から 合法化への 以降時期	・ 所管機関の責務の区分 ・ 攤販申請、登録、発証、更新 ・ 自治組織の義務付け 攤販の管理に関する基盤が成立	台北市攤販管理規則	
1985 1988	合法化と初期の整備時期	・ 自治組織の設置 自治組織の合法化	台北市攤販臨時集中場自理組織設置注意事項	空間整備と観光化のための社会実験（2ヶ所）
		・ 攤販集中場の設置 空間の合法化	台北市攤販臨時集中場設置管理要点 台北市攤販場地利用費及管理費徴収要点	
		・ 法律の改正	台北市攤販管理規則観光地区重要街路一覧表 台北市市政府建設局対申請変更攤販營業許可証審查作業要点	
1989 1998	空間整備の本格化と観光化の推進時期	・ 攤販の設備規格の統一 空間整備の本格化	台北市各種攤販攤架及設備規格要点	ハード面とソフト面の改善
		・ 攤販の管理の参加 夜市の管理強化が目指された	台北市政府处理攤販問題工作指導小組業務実施要点	
1999 現在	空間整備と観光化の拡大時期			ソフト面とハード面に係わり整備（12ヶ所の夜市の整備）

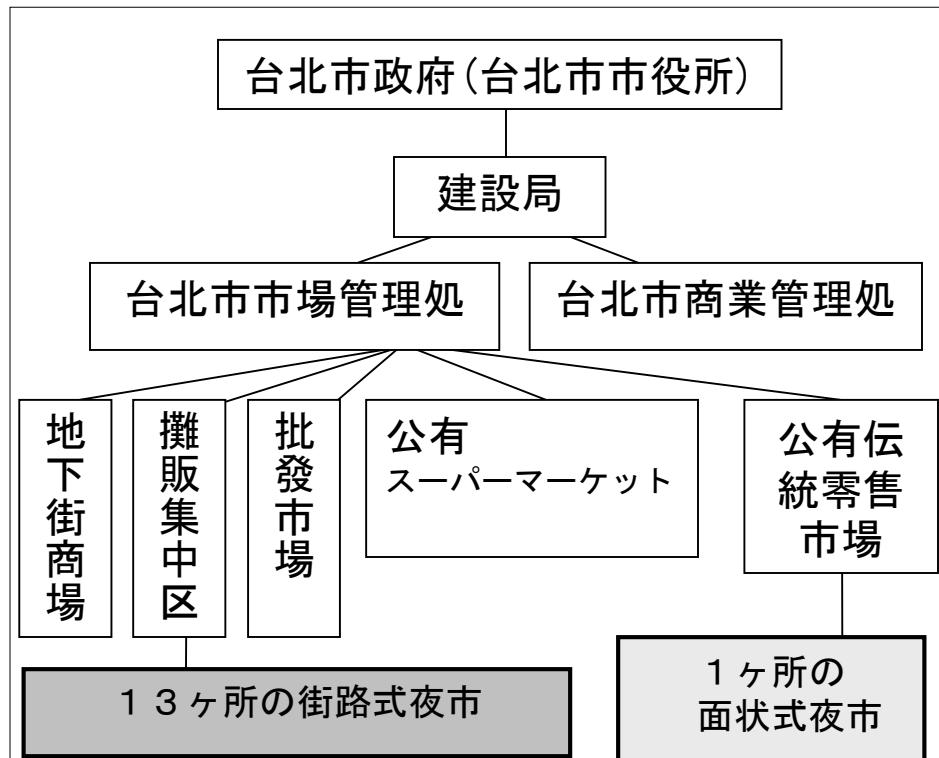
台北市における街路式夜市の概要と典型的な4タイプの抽出

■ 夜市と攤販（タンファン）定義

「夜市」とは、夜間に営業を行っている攤販の集まる市場や商業地区を指す一般的な呼び方である。台湾では露天商など路上で営業する固定式あるいは可動式の小型店舗を一般的に「攤販」と呼称する。



■ 台北市における夜市の所管機関組織の構造図



■ 典型的な4タイプ街路式夜市の抽出

13ヶ所街路式夜市
空間形態の細分類

① 歩行者専用道型夜市

饒河街（ラオオフウージェ）観光夜市

② 両側歩道型夜市（道路幅12m以上）

延平北路三段（イエンピンベル）夜市

③ 両側歩道型夜市（道路幅12m(含む)以下）

梧州街（ウジョウジェ）夜市

④ アーケード型夜市

華西街（ファシジェ）観光夜市

台北市における典型的な4タイプ街路式夜市の位置と写真

②兩側步道型夜市
道路幅12m以上
延平北路三段夜市



③兩側步道型夜市
道路幅12m(含む)以下
梧州街夜市

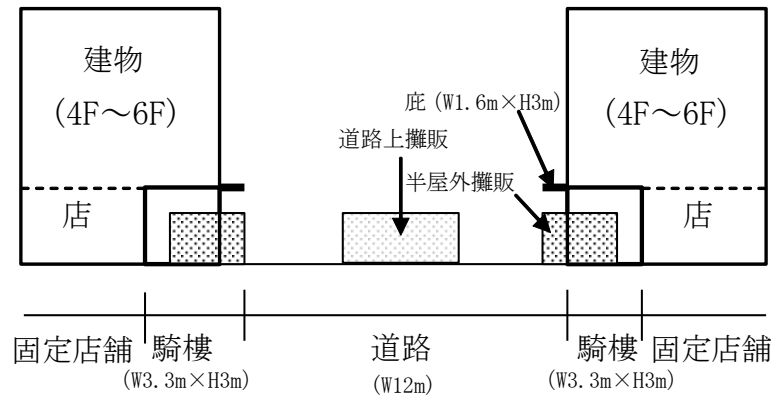


④アーケード型夜市 華西街觀光夜市

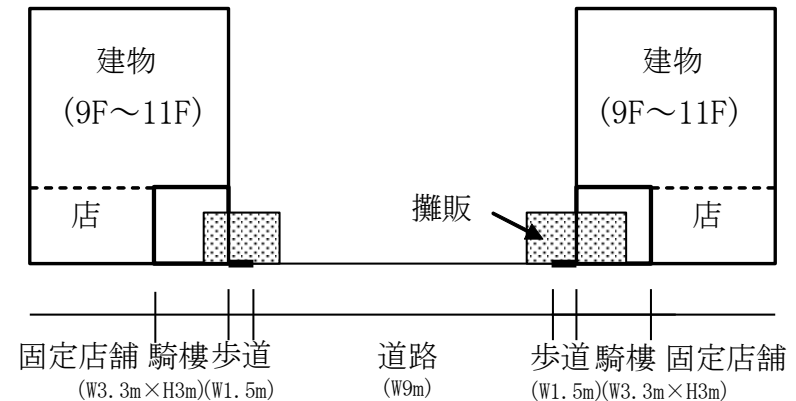


典型的な4タイプ街路式夜市の土地利用関係

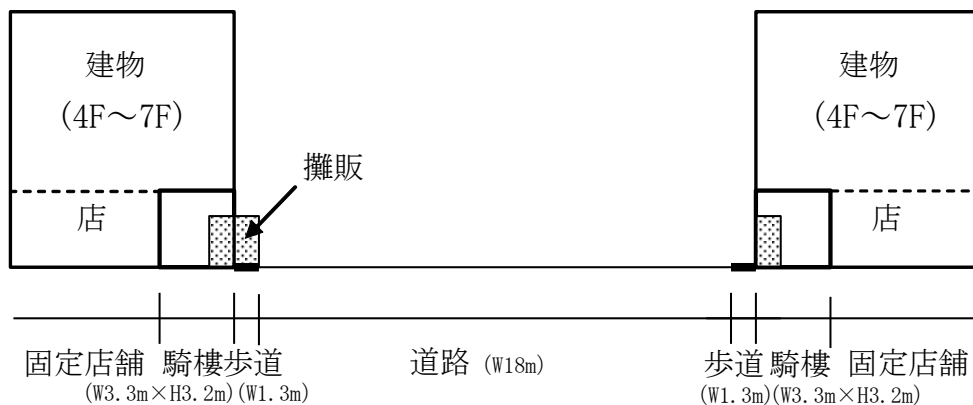
■ ①歩行者専用道型夜市-
饒河街観光夜市の断面図



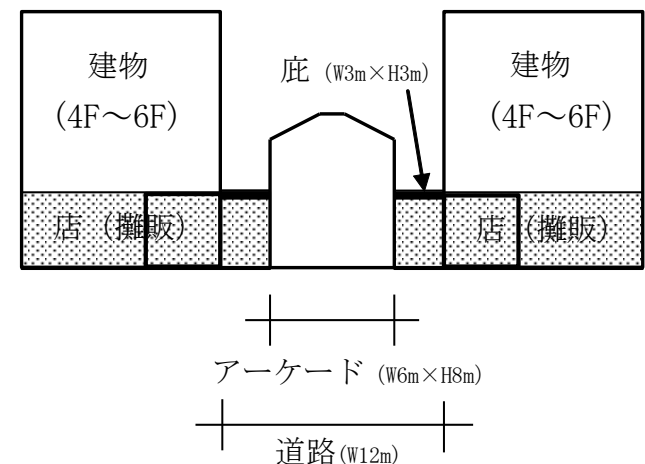
■ ③両側歩道型夜市(道路幅12m(含む)以下)-
梧州街夜市の断面図



■ ②両側歩道型夜市(道路幅12m以上)-
延平北路三段夜市の断面図



■ ④アーケード型夜市-
華西街観光夜市の断面図



街路式夜市の管理の仕組

		行政面（台北市役所）	自治組織
(1) 攤販の設備に関する規定		・ 攤販の設備を新たに設置する場合には「台北市各種攤販攤架及設備規格要点」に基づく必要性がある	行政面の使用ルールに従う
(2) 攤販の配置に関する規定		・ 道路幅の場合は 4m 以上、騎樓（チーロウ）空間の場合は 1M 以上の歩行空間を設けること ・ 営業時間帯以外の時間帯（昼）では、全部の攤販を道路や騎樓から撤去し、集中場や借地している場所等に移動させる必要性がある	行政の管理規定に加え、攤販の営業範囲線や歩行空間の確保に関するルールも規定している
(3) 使用ルール	1. 営業の規定	基本的に搬出時間は午前 0 時までとしている	営業時間帯を平日、休日に細分するとともに、攤販の搬入、搬出時間帯を詳しく規定している
	2. 費用	歩道上や道路上といった公道の使用料は無料であるが、騎樓内は有料で固定店舗の建築所有者に支払うこととなっている	管理に必要なゴミ代、管理費を徴収している

街路式夜市の管理の仕組

		行政面（台北市役所）	自治組織
(1) 攤販の設備に関する規定		・ 攤販の設備を新たに設置する場合には「台北市各種攤販攤架及設備規格要点」に基づく必要性がある	行政面の使用ルールに従う
(2) 攤販の配置に関する規定		・ 道路幅の場合は 4m 以上、騎樓（チーロウ）空間の場合は 1M 以上の歩行空間を設けること ・ 営業時間帯以外の時間帯（昼）では、全部の攤販を道路や騎樓から撤去し、集中場や借地している場所等に移動させる必要性がある	行政の管理規定に加え、攤販の営業範囲線や歩行空間の確保に関するルールも規定している
(3) 使用ルール	1. 営業の規定	基本的に搬出時間は午前 0 時までとしている	営業時間帯を平日、休日に細分するとともに、攤販の搬入、搬出時間帯を詳しく規定している
	2. 費用	歩道上や道路上といった公道の使用料は無料であるが、騎樓内は有料で固定店舗の建築所有者に支払うこととなっている	管理に必要なゴミ代、管理費を徴収している

街路式夜市の管理の仕組

		行政面（台北市役所）	自治組織
(1) 攤販の設備に関する規定		・ 攤販の設備を新たに設置する場合には「台北市各種攤販攤架及設備規格要点」に基づく必要性がある	行政面の使用ルールに従う
(2) 攤販の配置に関する規定		・ 道路幅の場合は 4m 以上、騎樓（チーロウ）空間の場合は 1M 以上の歩行空間を設けること ・ 営業時間帯以外の時間帯（昼）では、全部の攤販を道路や騎樓から撤去し、集中場や借地している場所等に移動させる必要性がある	行政の管理規定に加え、攤販の営業範囲線や歩行空間の確保に関するルールも規定している
(3) 使用ルール	1. 営業の規定	基本的に搬出時間は午前 0 時までとしている	営業時間帯を平日、休日に細分するとともに、攤販の搬入、搬出時間帯を詳しく規定している
	2. 費用	歩道上や道路上といった公道の使用料は無料であるが、騎樓内は有料で固定店舗の建築所有者に支払うこととなっている	管理に必要なゴミ代、管理費を徴収している

街路式夜市の管理の仕組

		行政面（台北市役所）	自治組織
(1) 攤販の設備に関する規定		・ 攤販の設備を新たに設置する場合には「台北市各種攤販攤架及設備規格要点」に基づく必要性がある	行政面の使用ルールに従う
(2) 攤販の配置に関する規定		・ 道路幅の場合は 4m 以上、騎樓（チーロウ）空間の場合は 1M 以上の歩行空間を設けること ・ 営業時間帯以外の時間帯（昼）では、全部の攤販を道路や騎樓から撤去し、集中場や借地している場所等に移動させる必要性がある	行政の管理規定に加え、攤販の営業範囲線や歩行空間の確保に関するルールも規定している
(3) 使用ルール	1. 営業の規定	基本的に搬出時間は午前 0 時までとしている	営業時間帯を平日、休日に細分するとともに、攤販の搬入、搬出時間帯を詳しく規定している
	2. 費用	歩道上や道路上といった公道の使用料は無料であるが、騎樓内は有料で固定店舗の建築所有者に支払うこととなっている	管理に必要なゴミ代、管理費を徴収している

街路式夜市の管理の仕組

		行政面（台北市役所）	自治組織
(1) 攤販の設備に関する規定		・ 攤販の設備を新たに設置する場合には「台北市各種攤販攤架及設備規格要点」に基づく必要性がある	行政面の使用ルールに従う
(2) 攤販の配置に関する規定		・ 道路幅の場合は 4m 以上、騎樓（チーロウ）空間の場合は 1M 以上の歩行空間を設けること ・ 営業時間帯以外の時間帯（昼）では、全部の攤販を道路や騎樓から撤去し、集中場や借地している場所等に移動させる必要性がある	行政の管理規定に加え、攤販の営業範囲線や歩行空間の確保に関するルールも規定している
(3) 使用ルール	1. 営業の規定	基本的に搬出時間は午前 0 時までとしている	営業時間帯を平日、休日に細分するとともに、攤販の搬入、搬出時間帯を詳しく規定している
	2. 費用	歩道上や道路上といった公道の使用料は無料であるが、騎樓内は有料で固定店舗の建築所有者に支払うこととなっている	管理に必要なゴミ代、管理費を徴収している

街路式夜市の管理の仕組

		行政面（台北市役所）	自治組織
(1) 攤販の設備に関する規定		・ 攤販の設備を新たに設置する場合には「台北市各種攤販攤架及設備規格要点」に基づく必要性がある	行政面の使用ルールに従う
(2) 攤販の配置に関する規定		・ 道路幅の場合は 4m 以上、騎樓（チーロウ）空間の場合は 1M 以上の歩行空間を設けること ・ 営業時間帯以外の時間帯（昼）では、全部の攤販を道路や騎樓から撤去し、集中場や借地している場所等に移動させる必要性がある	行政の管理規定に加え、攤販の営業範囲線や歩行空間の確保に関するルールも規定している
(3) 使用ルール	1. 営業の規定	基本的に搬出時間は午前 0 時までとしている	営業時間帯を平日、休日に細分するとともに、攤販の搬入、搬出時間帯を詳しく規定している
	2. 費用	歩道上や道路上といった公道の使用料は無料であるが、騎樓内は有料で固定店舗の建築所有者に支払うこととなっている	管理に必要なゴミ代、管理費を徴収している

街路式夜市の管理の仕組

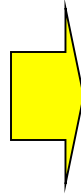
		行政面（台北市役所）	自治組織
(1) 攤販の設備に関する規定		・ 攤販の設備を新たに設置する場合には「台北市各種攤販攤架及設備規格要点」に基づく必要性がある	行政面の使用ルールに従う
(2) 攤販の配置に関する規定		・ 道路幅の場合は 4m 以上、騎樓（チーロウ）空間の場合は 1M 以上の歩行空間を設けること ・ 営業時間帯以外の時間帯（昼）では、全部の攤販を道路や騎樓から撤去し、集中場や借地している場所等に移動させる必要性がある	行政の管理規定に加え、攤販の営業範囲線や歩行空間の確保に関するルールも規定している
(3) 使用ルール	1. 営業の規定	基本的に搬出時間は午前 0 時までとしている	営業時間帯を平日、休日に細分するとともに、攤販の搬入、搬出時間帯を詳しく規定している
	2. 費用	歩道上や道路上といった公道の使用料は無料であるが、騎樓内は有料で固定店舗の建築所有者に支払うこととなっている	管理に必要なゴミ代、管理費を徴収している

台北市における夜市の施策の位置付けと街路式夜市の管理仕組みのまとめ（STEP2）

■ 台北市における夜市の位置付け

【非合法から合法化への移行時期（～1977以前）】

- ・所管機関の責務の区分
- ・攤販の申請、登録、発証、更新
- ・自治組織の設置を義務付ける法律



攤販の管理に関する
基盤が成立

【合法化と初期の整備時期（1985～1993）】

- ・自治組織の設置に関する規則
- ・攤販集中場の設置に関する規則
- ・「観光夜市」の社会実験



攤販の自治組織と空間を合法化した



空間整備と観光化に向けての第一歩

【空間整備の本格化と観光化の推進時期（1989～1998）】

- ・攤販の設備規格を統一する法律
- ・自治組織の管理に市役所職員も参加する規約



空間整備の本格化へのきっかけ



市役所と攤販との連携を深め、夜市の管理強化が目指された。

【空間整備と観光化の拡大時期（1999～現在）】

- ・合法的な夜市を12ヶ所に拡大する

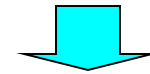


観光客にとって秩序ある安全で便利な夜市が目指された

■ 街路式夜市の管理の仕組み

行政面

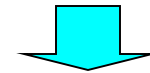
行政側は歩行空間を確保することで、攤販の搬入、搬出に関する規定、使用料及び管理費のルールといった基本的なルールを定める



一定の秩序を担保されている

自治組織

攤販サイドは自治組織を構築し、自主ルール定める



夜市の個性を生み出される

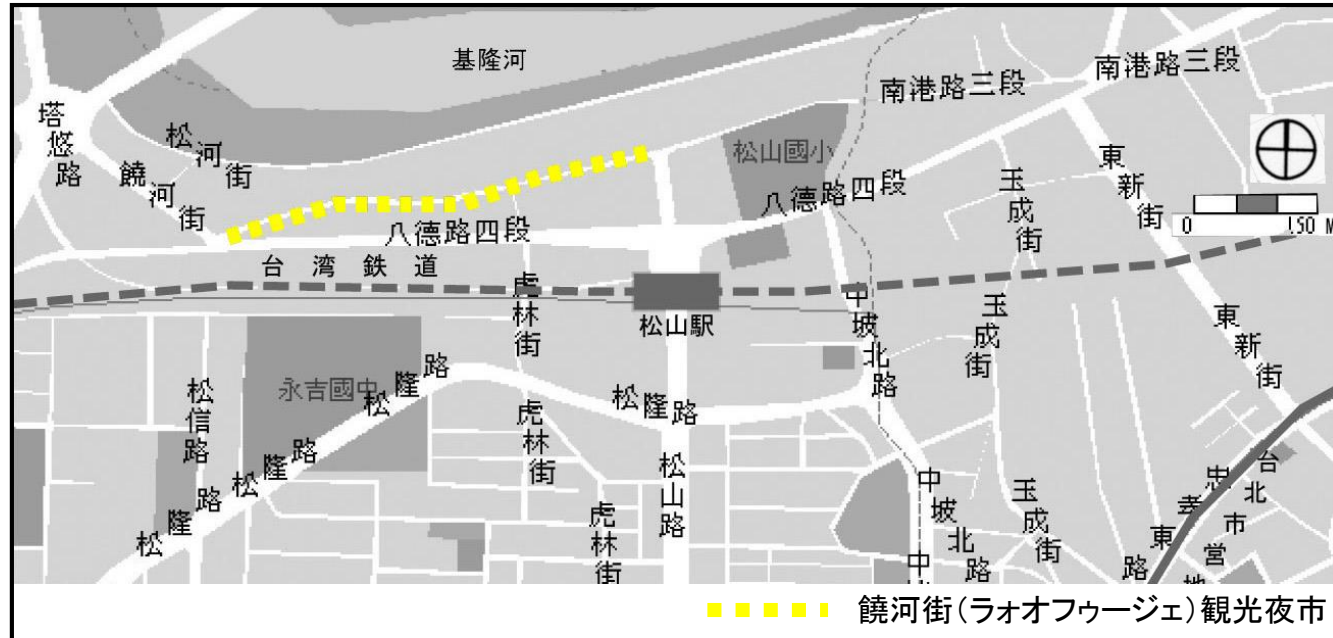
空間特性の魅力性の調査及び解析方法(STEP3)

- 調査対象：台北市で最も賑わいのある夜市「饒河街（ラオオフウージェ）観光夜市」とした。その中から「一般部」「交差部」、「入口部」の3ヶ所の単位空間において調査した
- 調査期間：2005年8月6日～19日にかけて実施した
- 調査方法：攤販の設備と配置状況、通路の幅、建築、騎樓空間、入口広場の配置状況等を計測した
- 解析方法：一般部では「連続性」と「親密性」、「多様性」、交差部では「開放性」と「多様性」、入口部では「滞留性」の視点から評価した

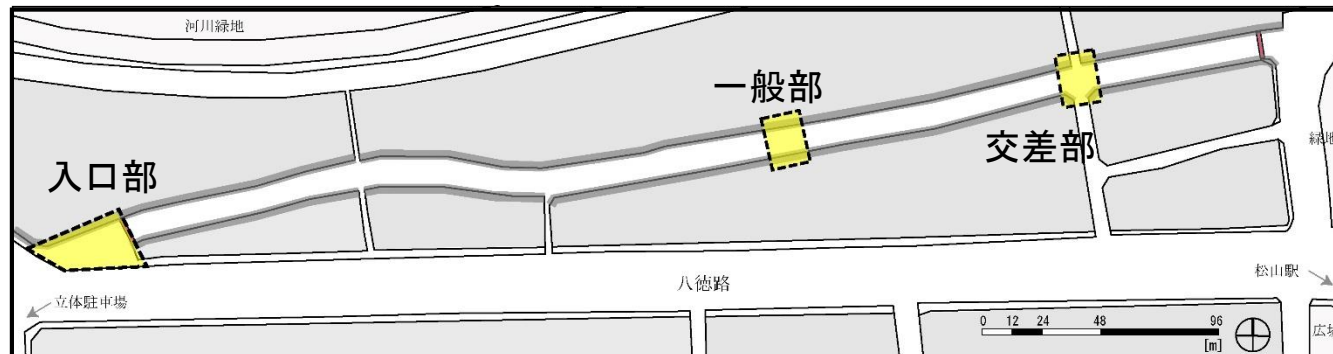


対象夜市「饒河街観光夜市」の位置及び空間特性の調査区域

饒河街観光夜市の位置

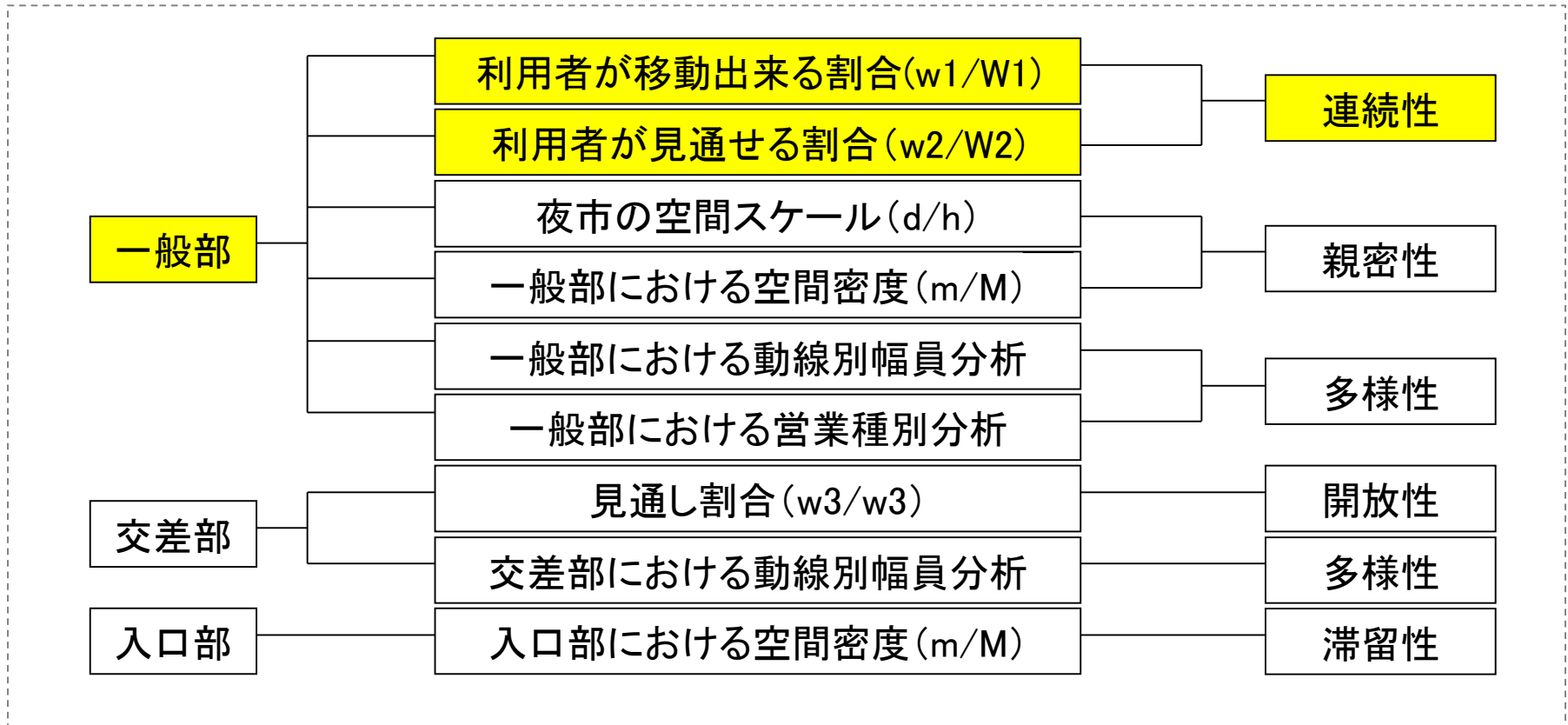


空間特性調査における「一般部」「交差部」「入口部」の位置

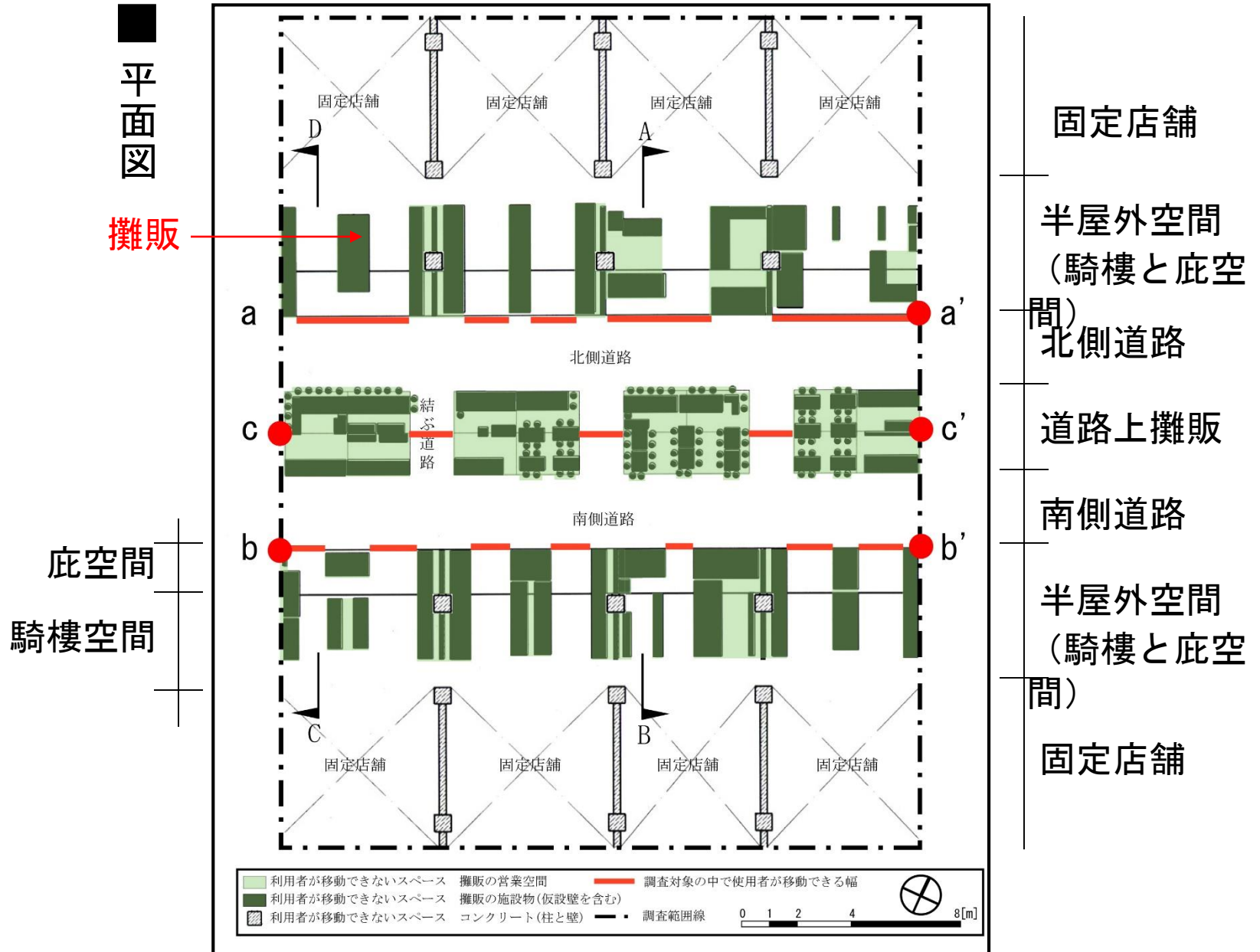


一般部における「連続性」の解析方法(STEP3)

■ 空間特性の解析フロー

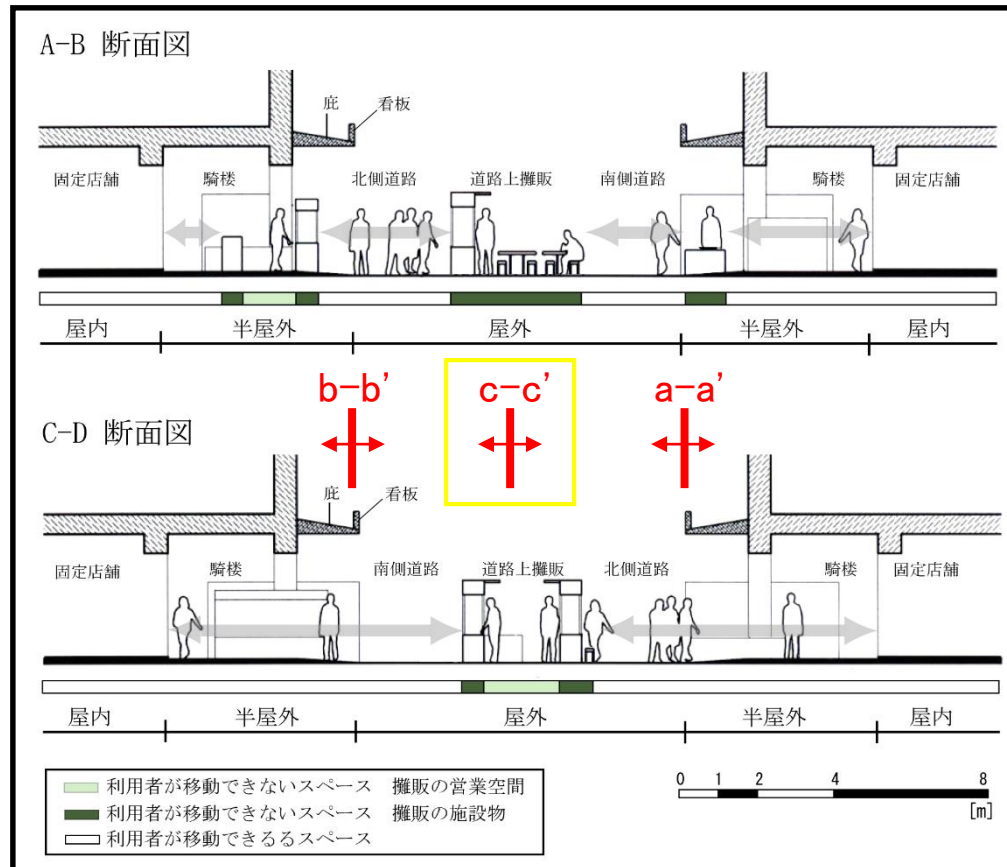


一般部における「連続性」の分析



一般部における行動面の「連続性」の分析結果

断面図

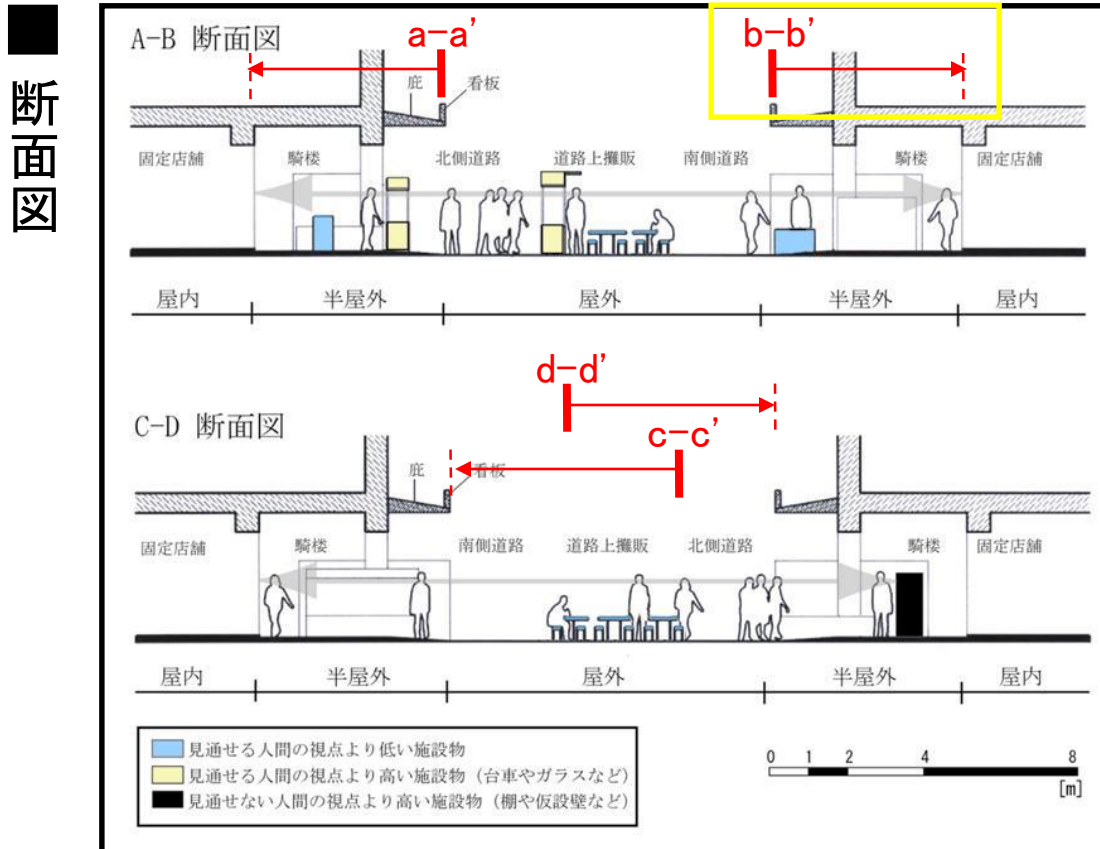


最低値30%程度が確保されていることから、一般部全体的に見ても、行動面の連続性が担保されていることが分かる

利用者が移動できる割合 (w1/W1)の結果

調査対象	対象の幅 W1(m)	利用者が移動できる幅 w1(m)	利用者が移動できる割合 w1/W1
a-a'	23	16.2	70.40%
b-b'	23	10.1	43.90%
c-c'	23	6.4	27.80%

一般部における視覚面の「連続性」の分析結果



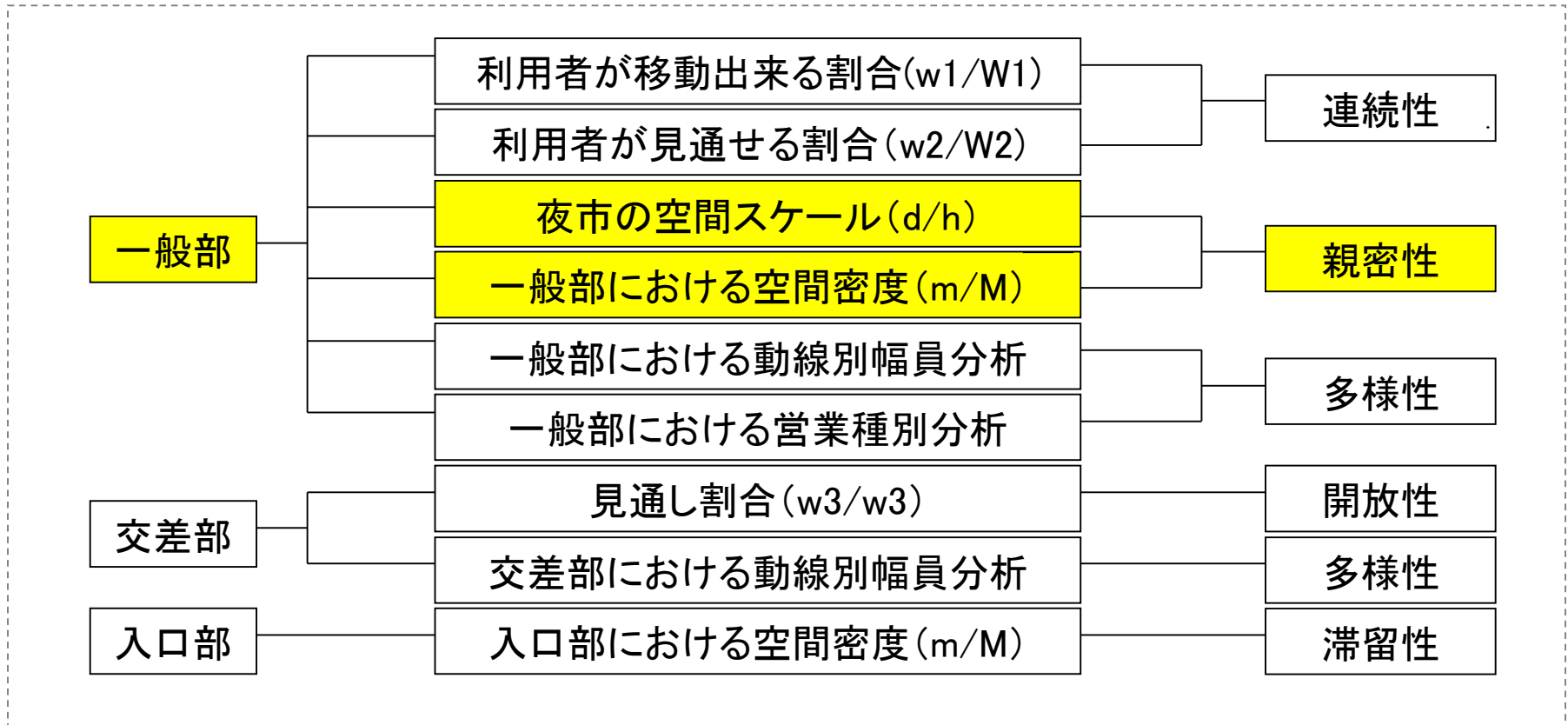
最低値75%程度が確保されていることから、一般部における視覚面の連続性が担保されていることが分かる

利用者が見通せる割合 ($w2/W2$) の結果

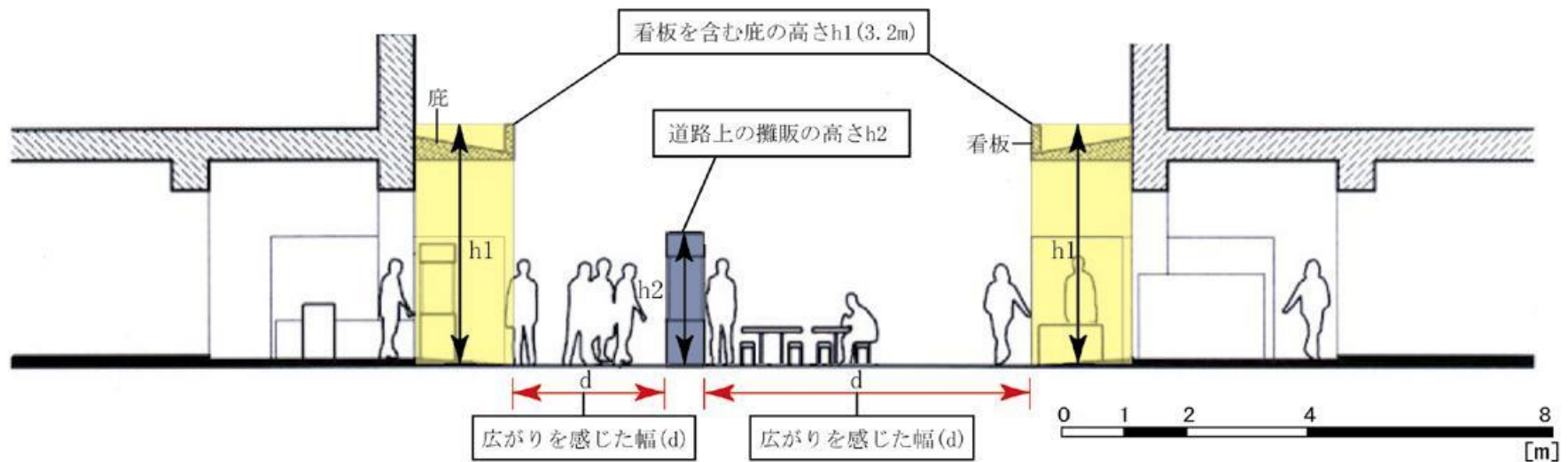
調査対象	対象の幅 $W2$ (m)	利用者が見通せる幅 $w2$ (m)	利用者が見通せる割合 $w2/W2$
a-a'	23	19.1	83.0%
b-b'	23	17.5	76.0%
c-c'	23	20.8	90.4%
d-d'	23	20.8	90.4%

一般部における「親密性」の解析方法(STEP3)

■ 空間特性の解析フロー



夜市の空間スケール（ d/h ）の設定基準



一般部におけるd/hの分析結果

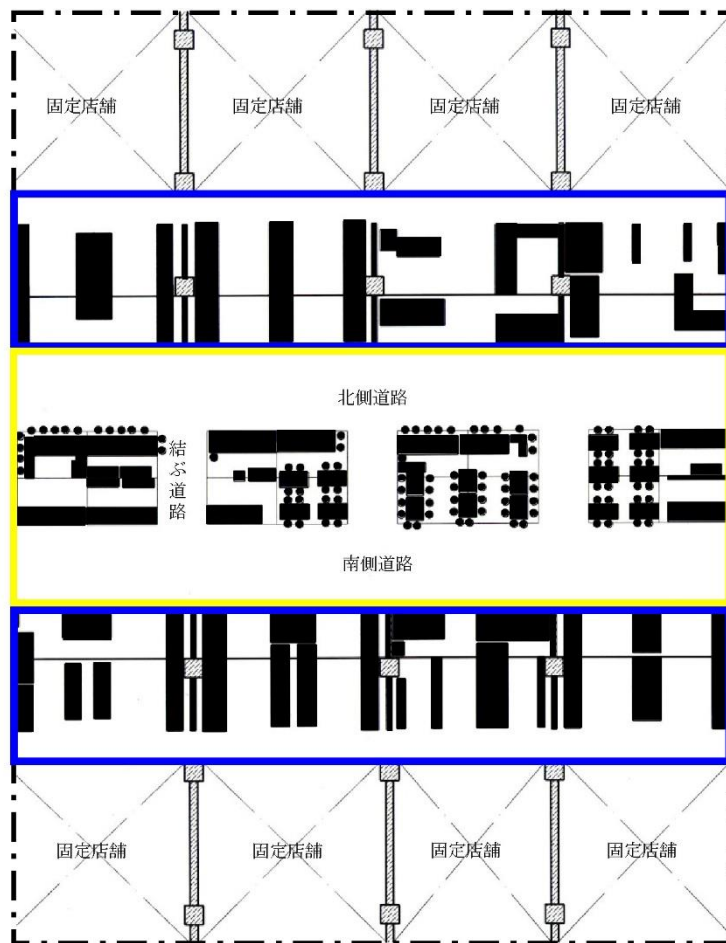
■ 夜市の空間スケール（d/h）の分析結果

親密感が強くなると言われている1.0未満が約半数を占める

調査単位	広りを感じた距離d(m)	看板を含む底下の商業空間の高さh1(m)	道路上攤販にある人間の視点より高い施設物h2(m)	平均高さh(m)	d/h	連続長L(m)
a-a	8.4	3.2		3.2	2.63	0.7
b-b	2.5	3.2	2.3	2.75	0.91	4
c-c	4.8	3.2	2.3	2.75	1.75	1.7
d-d	2.5	3.2	2.5	2.85	0.88	2.3
e-e	8.4	3.2		3.2	2.63	1.5
f-f	2.5	3.2	2.5	2.85	0.88	4
g-g	4.8	3.2	2.5	2.85	1.68	4
h-h	8.4	3.2		3.2	2.63	2
i-i	2.5	3.2	2.5	2.85	0.88	3.7
j-j	4.8	3.2	2.5	2.85	1.68	3.7
k-k	8.4	3.2		3.2	2.63	4.8
l-l	2.5	3.2	2.5	2.85	0.88	2.3
m-m	4	3.2	2.3	2.75	1.45	2.3

一般部における空間密度の分析結果

■ 空間密度の分析結果



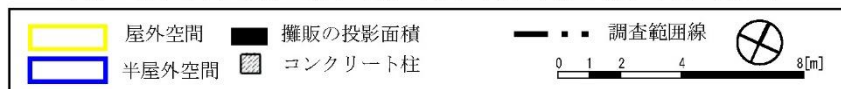
半屋外空間1

屋外空間

半屋外空間2

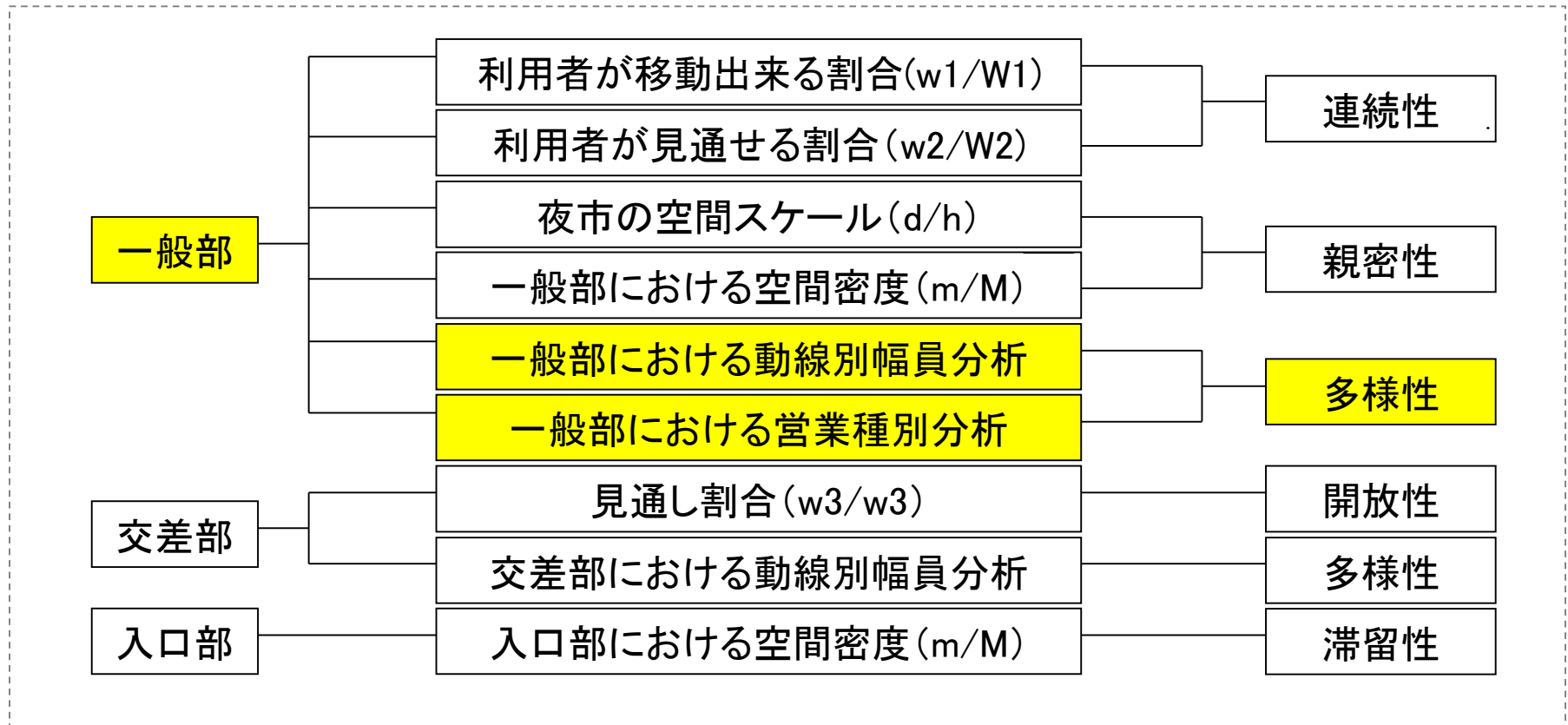
調査空間	s+c合計面積 m(m ²)			面積 M(m ²)	空間密度 m/M
	攤販の施設物の 投影面積 s(m ²)	コンクリート柱の平 面面積 c(m ²)	小計 m(m ²)		
半屋外空間1	38.2	1.1	39.3	109	36.0%
半屋外空間2	41.8	1.1	42.9	109	39.4%
屋外空間	38.8	0	38.8	187	20.7%

夜市全体で20%強が攤販で占められており、空間スケール、空間密度とともに親密性は担保されていることが明らかとなった。



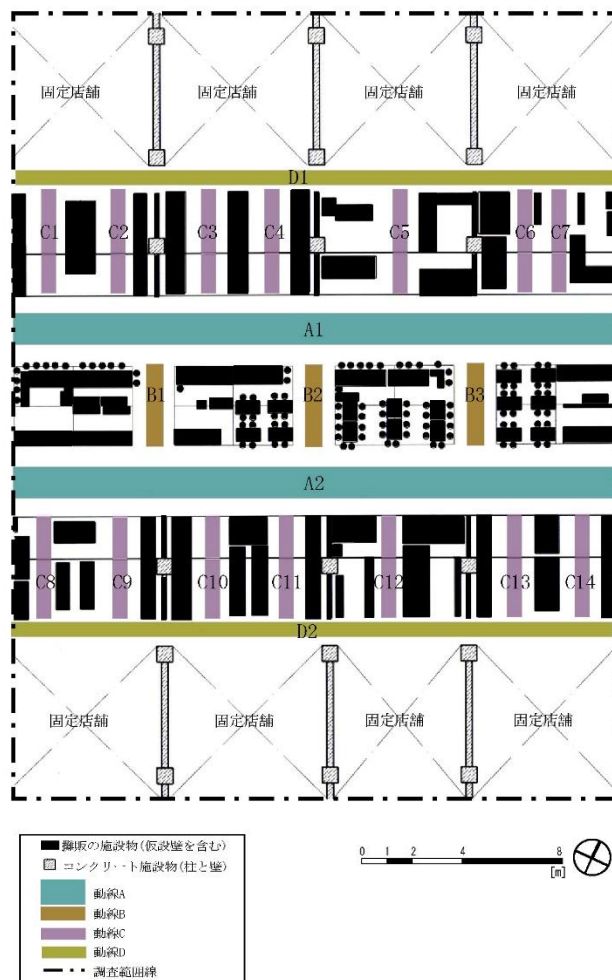
一般部における「多様性」の解析方法(STEP3)

■ 空間特性の解析フロー



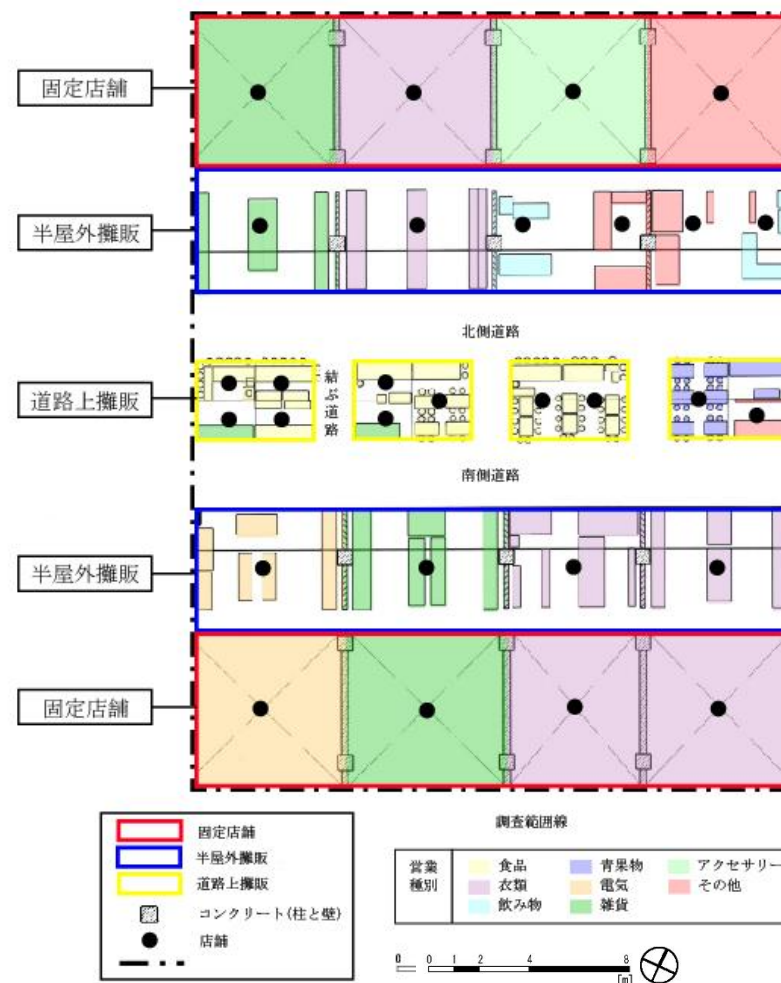
一般部における「多様性」の分析結果

一般部における動線別幅員分析結果



多様な幅員が存在し、しかも、その延長割合が比較的まんべんなく分布している

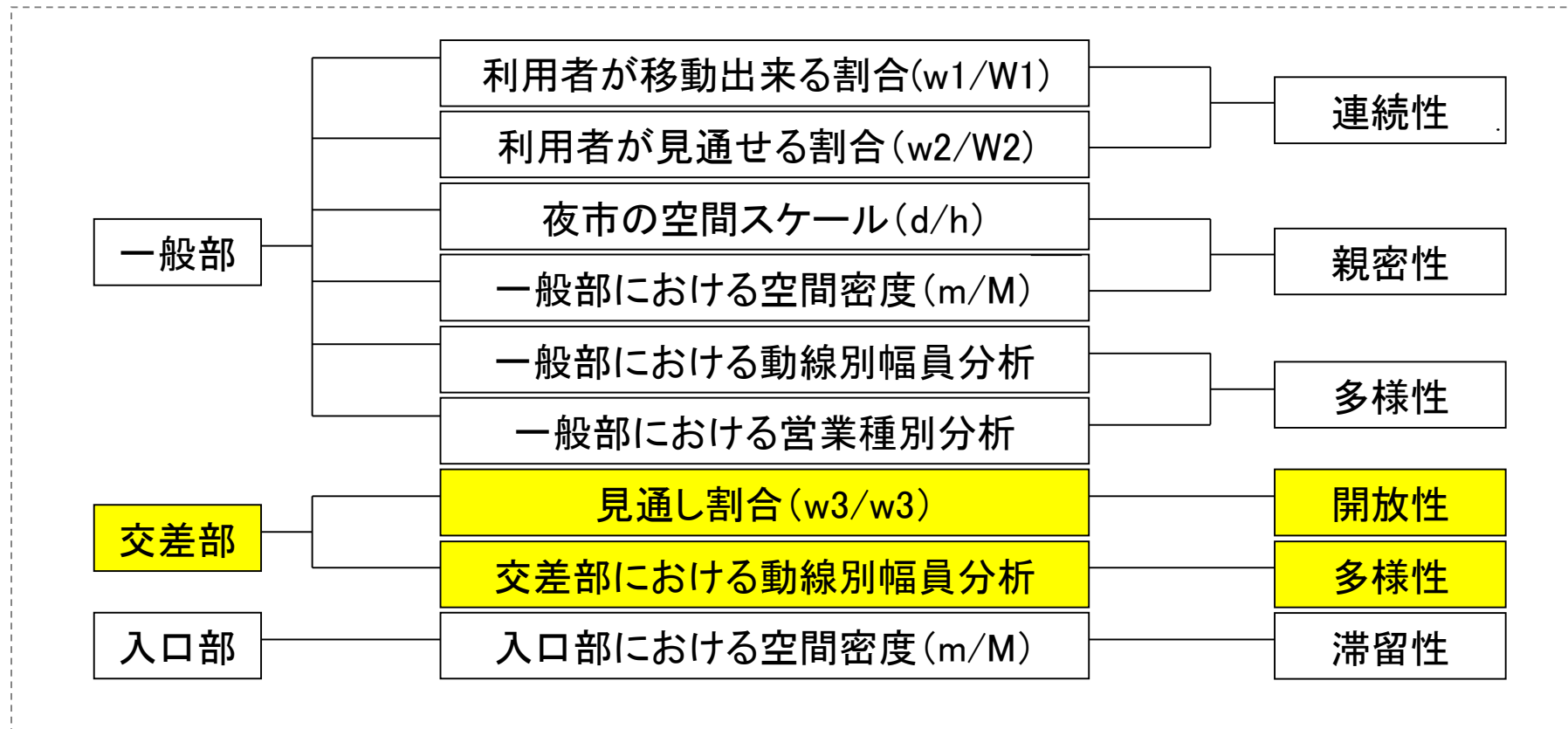
一般部における営業種別分析結果



食品からアクセサリ類まで多様な店舗がほぼまんべんなく立地している

交差部における「開放性」と「多様性」の解析方法

■ 空間特性の解析フロー



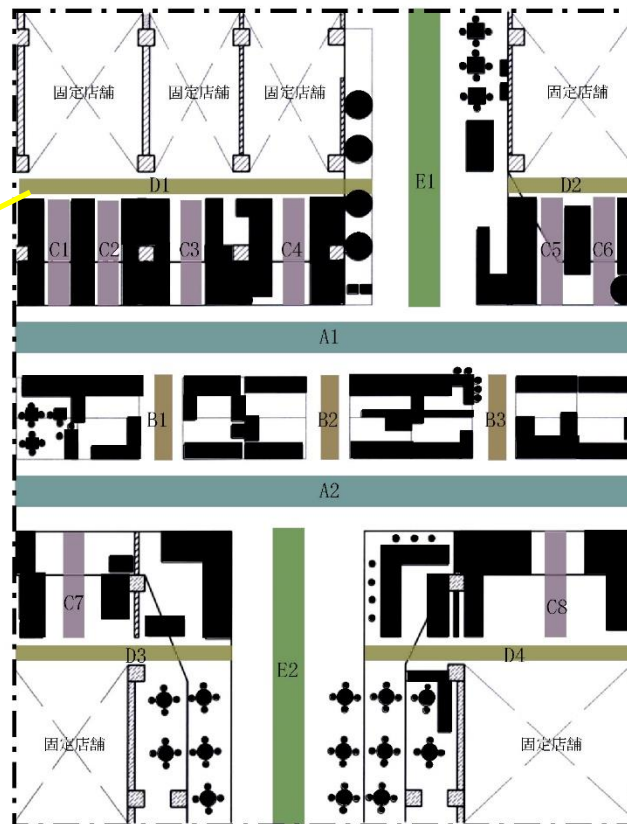
交差部における「開放性」と「多様性」の分析結果

■ 交差部における見通し割合（w3/w3）分析結果

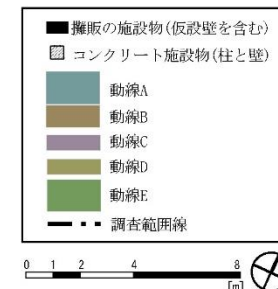
調査対象	対象幅W3(m)	見通しがきく幅w3(m)	見通し割合(w3/W3)
a-a'	23	5.2	22.61%
b-b'	23	7.8	33.91%

■ 交差部における動線別幅員分析結果

動線の多様性が高く
行動の選択が一般部より高い

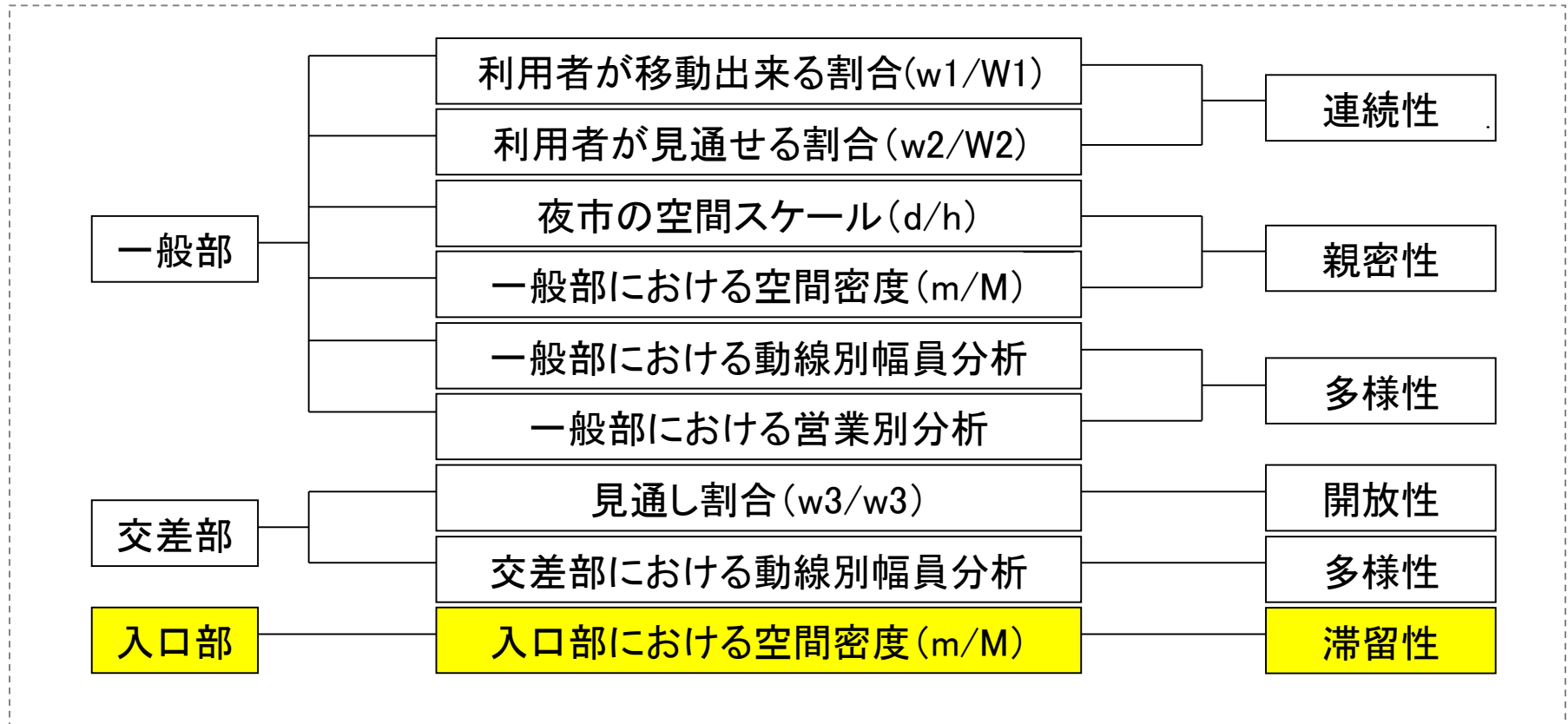


一定以上の
見通し性が
確保されて
いる



入口部における「滞留性」の解析方法(STEP3)

■ 空間特性の解析フロー

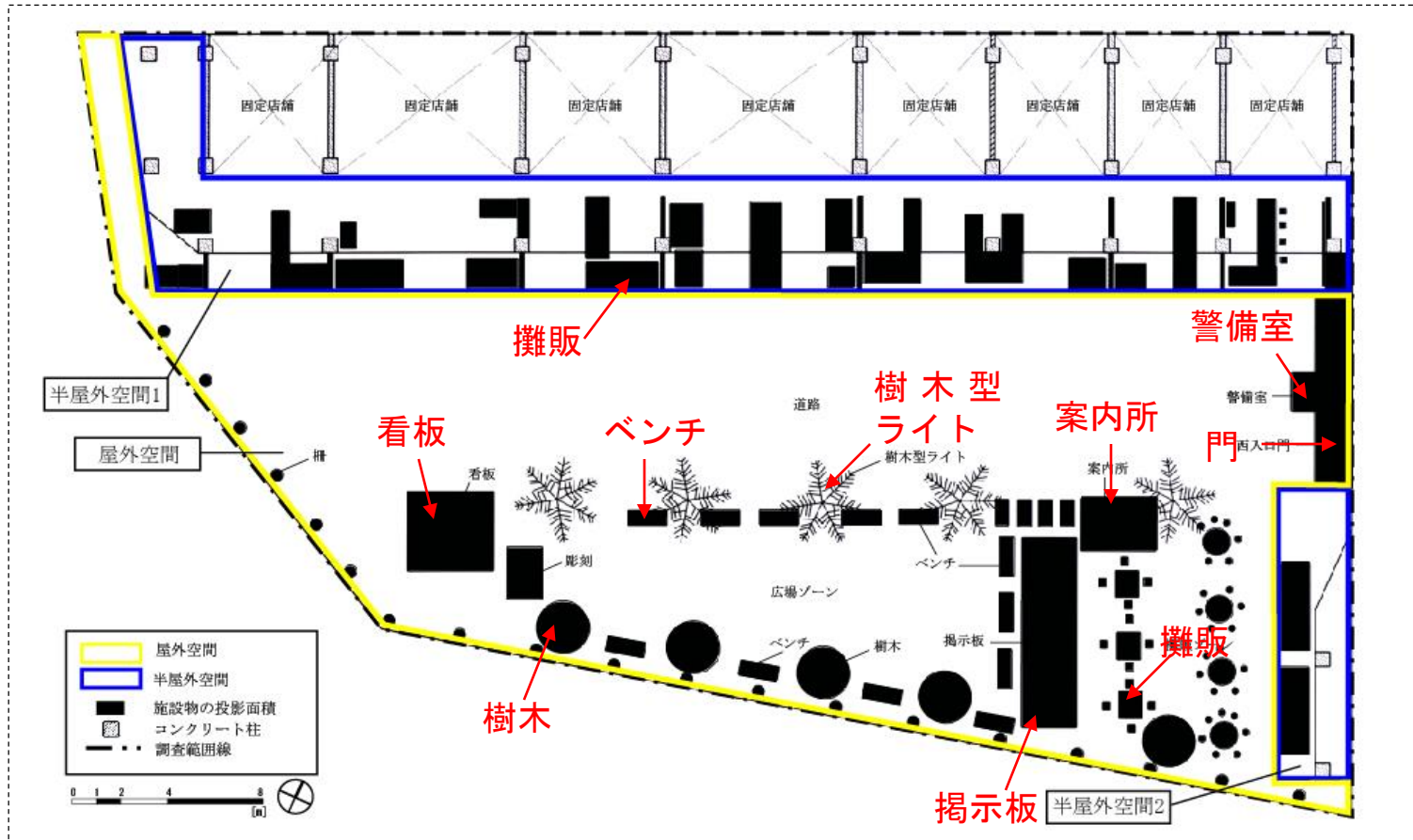


入口部における「滞留性」の分析結果

■ 入口部における空間密度 (m/M) 分析結果

空間密度が一般部より低く、自由に使えるベンチが適度に設置されており、滞留空間としての魅力性が生み出される

調査空間	入口部における空間密度m/M	一般部における空間密度m/M
半屋外空間1	25.3%	36.0%
半屋外空間2	27.9%	39.4%
屋外空間	17.4%	20.7%



台北市における街路式夜市の魅力性についてのまとめI (STEP3)

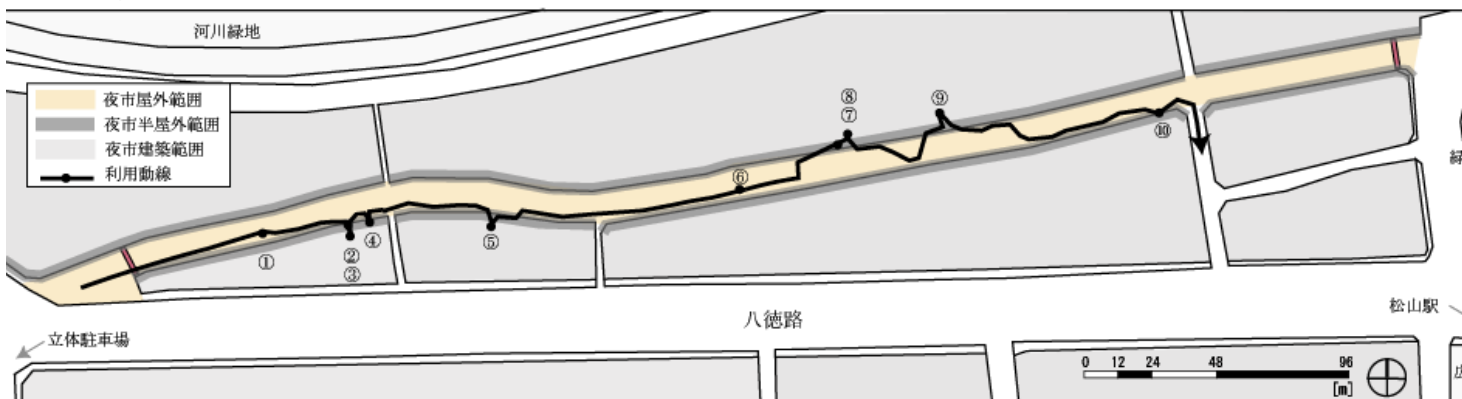
■ 空間特性からみた魅力性

- ・ **一般部**は空間スケールと空間密度から  親密度は非常に高いもの
- ・ 30%程度以上が移動空間、75%程度以上が見通せる空間となっている  行動面や視覚面の連続性の確保
- ・ 動線的にも営業種別的にも多様性が高い  空間感覚の多様性や行動の選択性
- ・ **交差部**は20%程度以上の見通し空間が確保されている  開放性の担保
- ・ 動線の多様性が高く行動の選択性が一般部より高いこと  交差部特有の魅力性
- ・ **入口部**は空間密度が一般部より低く、自由に使えるベンチが適度に設置されている  滞留空間としての魅力性

利用者の利用実態からみた魅力性の調査及び解析方法（STEP3）

- 調査対象：「饒河街観光夜市」の全域、利用者は「一人」、「カップル」、「家族」「三人以上グループ」の4属性を調査対象とした
- 調査期間： 2005年8月20日から24日にかけて実施した
- 調査方法：利用者の「滞留ポイント」、「利用場所の頻度」、「利用行為の頻度」、「滞留時間」等を写真や図面等で記録した
- 解析方法：「回遊性」、「多様性」、「滞留性」の3つの指標を評価及び解析を行った

■ 利用動線分析図



■ 利用行為と空間関係分析表

利用者別	カップル
利用者構成	男性一人 女性一人
年齢	20代
利用時数	1時間11分
場所属性	利用の場所
屋外空間	A1 南側道路
	A2 北と南を結ぶ道路
	A3 北側道路
	A4 路上攤販
半屋外空間	B1 庇と騎楼
屋内空間	C1 固定店舗
行為属性	利用の行為
移動	a1 歩きながら見る
	a2 歩きながら飲食
滞留	b1 停まって見る
滞留+消費	b2 買い物
	b3 飲食、遊ぶ

滞留調査ポイント	利用場所	利用行為	滞留時間（秒）
19:04夜市に入る	A1	a1	
①	A4	b1	5
①-②	A1	a1	
②	B1	b1	32
③	C1	b2	154
③-④	B1	a1	
④	A1		
④-⑤	B1	b1	120
④-⑤	A1	a1	
⑤	C1	b1	12
⑤-⑥	B1	a1	
⑤-⑥	A1		
⑥	A4	b1	5
⑥-⑦	A1	a1	
⑥-⑦	A2		
⑥-⑦	A3		
⑥-⑦	B1		
⑦	B1	b1	18
⑧	C1		291
⑧-⑨	B1	a1	
⑧-⑨	A3		
⑧-⑨	A2		
⑧-⑨	A1		
⑧-⑨	A2		
⑧-⑨	A3		
⑧-⑨	B1		
⑨	C1	b1	123
⑨-⑩	B1	a1	
⑨-⑩	A3		
⑨-⑩	A2		
⑨-⑩	A1		
⑩	B1	b1	62
20:15夜市を出る	A1	a1	

カップルの利用実態分析図



台北市における街路式夜市の魅力性についてのまとめII (STEP3)

■ 利用者の利用実態からみた魅力性

- ・非常に高い回遊性が発揮されていることに加え、移動と滞留を繰り返しながら多様な利用行為が発生しており、これらの回遊性と行為の多様性、滞留性

街路式夜市の大きな魅力



- ・特に、「カップル」にとっては“購買行為”より



“夜市の環境”が大きな魅力と推察

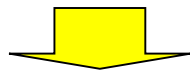
台北市における街路式夜市の魅力性を支える仕組みの解明

■ 法律と環境改善の変遷

- ・ 攤販や自治組織と営業空間を合法的に位置付け、歩行空間を確保することで、使用料及び管理費のルールといった基本的なルールを定めるとともに、一定の空間整備を実施し、自治組織との連携するといった緩やかな施策展開に係っている
- ・ 攤販サイドは自治組織を構築し、自主ルールを定めることによって一定の秩序と夜市の個性を担保している

■ 夜市の空間特性と利用実態

- ・ 非常に親密な空間が創出されているとともに、行動面と視覚面のある一定の程度の連続性を確保する
- ・ 空間感覚の多様性や行動の選択性が担保されることによって、利用者の回遊性や行為の多様性が高まり、夜市の魅力性を生み出している
- ・ 交差部には開放性、入口部には滞留空間を担保することも賑わい空間を支える重要な要因



■ 今後、都市の活性化のためには、台北市で見られた攤販のような商業活動の自由性は有効的な手法の一つといえ、上記で明らかにした施策的仕組みと空間的仕組みが積極的に導入されることが求められる。